

地方消費者行政の推進に関する提言

消費者行政の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地方における消費者行政の強化・推進を図るため、消費生活相談を担う人材の育成、消費者被害未然防止の取組などに対する必要な財政措置を拡充すること。

また、「地方消費者行政活性化事業」については、平成 26 年度以降も継続すること。

2. 食に対する一層の安全・安心の向上を図るため、遺伝子組み換え食品の表示義務を拡大すること。

また、海苔加工品に対する消費者の食品選択を容易にするため、原料原産地表示が明確になるような制度を創設すること。

3. 生食用鶏肉について、早急に明確な規格基準、表示基準等の策定を行うこと。